

【住宅火災による被害の軽減について】

県内各地で住宅火災等による人的被害が発生しているため、住宅火災における死者発生状況とともに、改めて逃げ遅れ防止対策をまとめました。

郡山地方広域消防組合管内の過去10年間の統計では、住宅火災によって52人が亡くなっており（放火自殺者を除く）、うち59.6%（31人）が65歳以上の高齢者でした。

引き続き空気が乾燥し火災が発生しやすい時季が続くことから、住宅防火とともに火災による逃げ遅れを防ぐための対策（「住宅用火災警報器の設置・点検」「住宅への消火器設置」「防災品の使用」等）を推進し被害の軽減を図ってまいります。

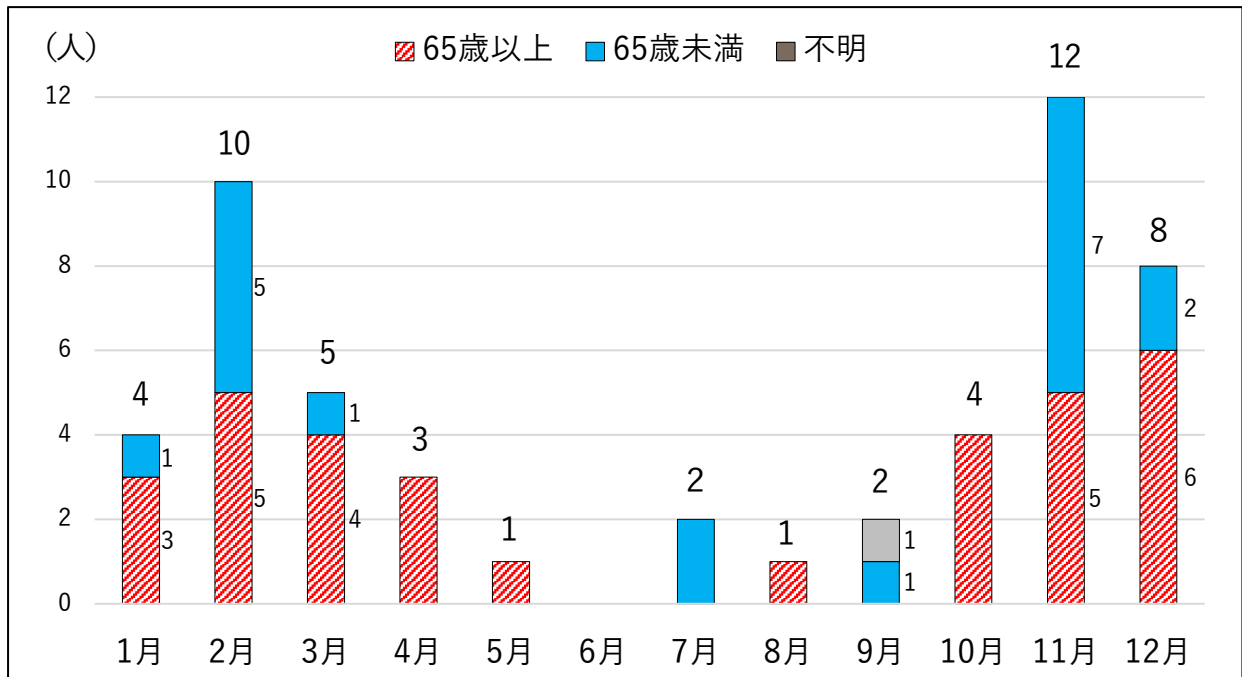
※ 統計は2015年から2024年までの10年間の数値

※ 死者数は放火自殺者を除いた人数

※ 小数点を含む数値は、小数第二位を四捨五入して表記

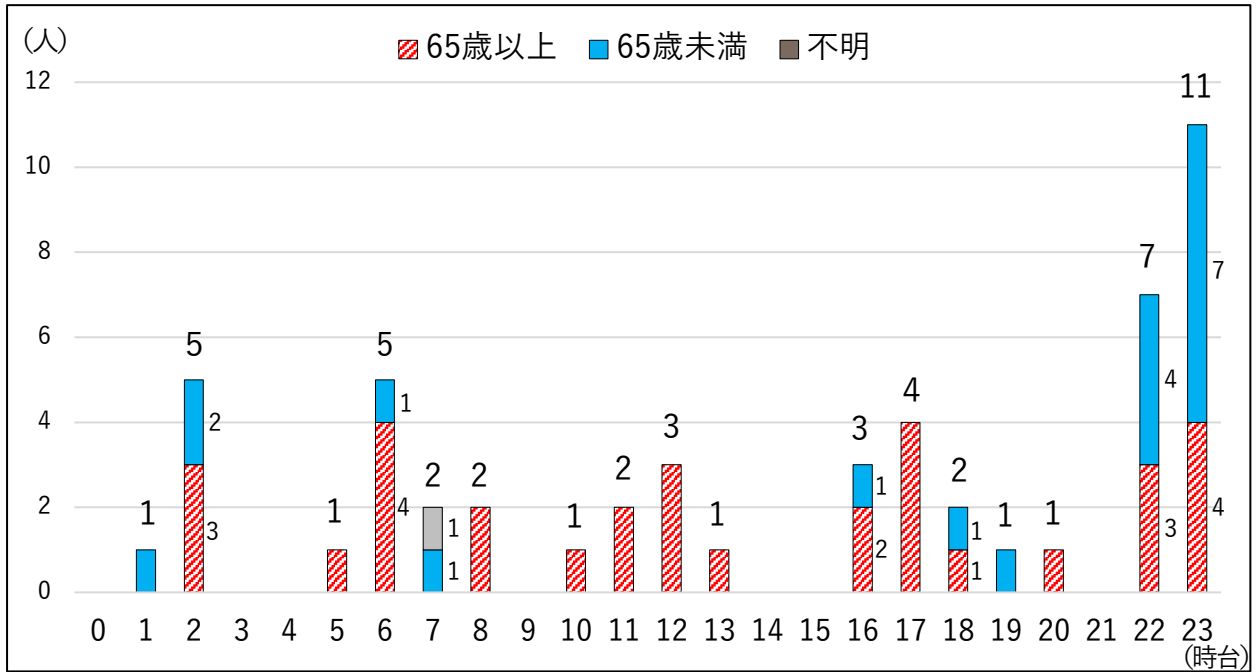
■ 住宅火災における月別の死者数

住宅火災における月別の死者数をみると、11月が12人（23.1%）で最も多く、次いで2月が10人（19.2%）、12月が8人（15.4%）と続きます。



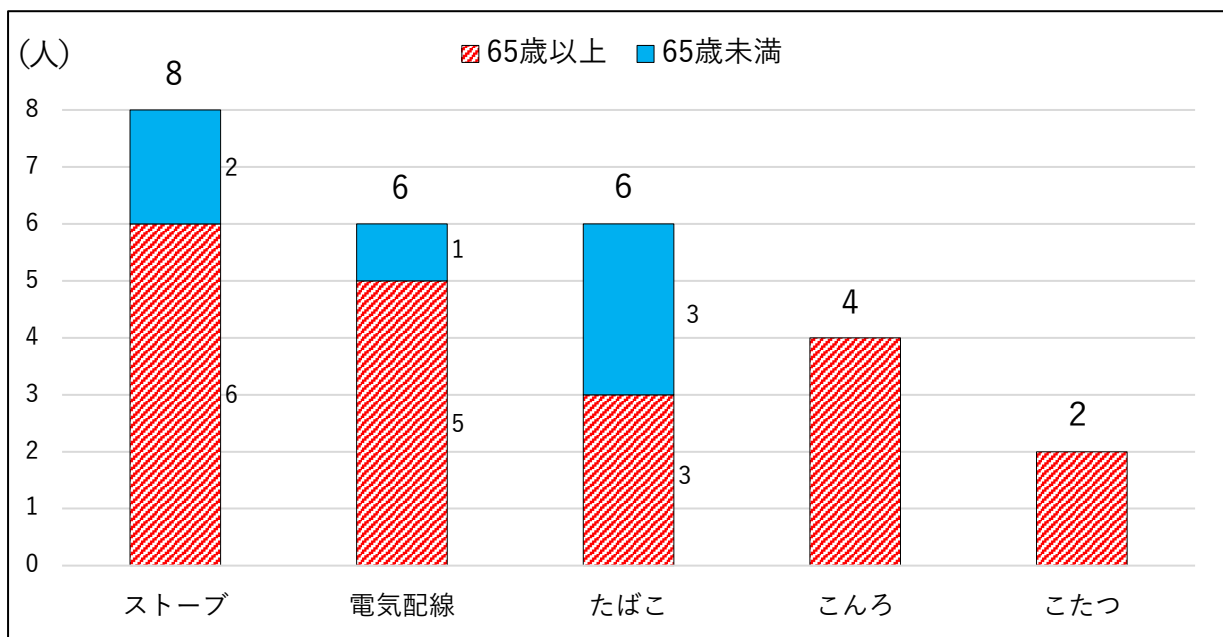
■ 住宅火災における出火時間帯別の死者数

住宅火災における出火時間帯別の死者数をみると、23時台が11人（21.2%）で最も多く、次いで22時台が7人（13.5%）、2時台と6時台がそれぞれ5人（9.6%）と続きます。



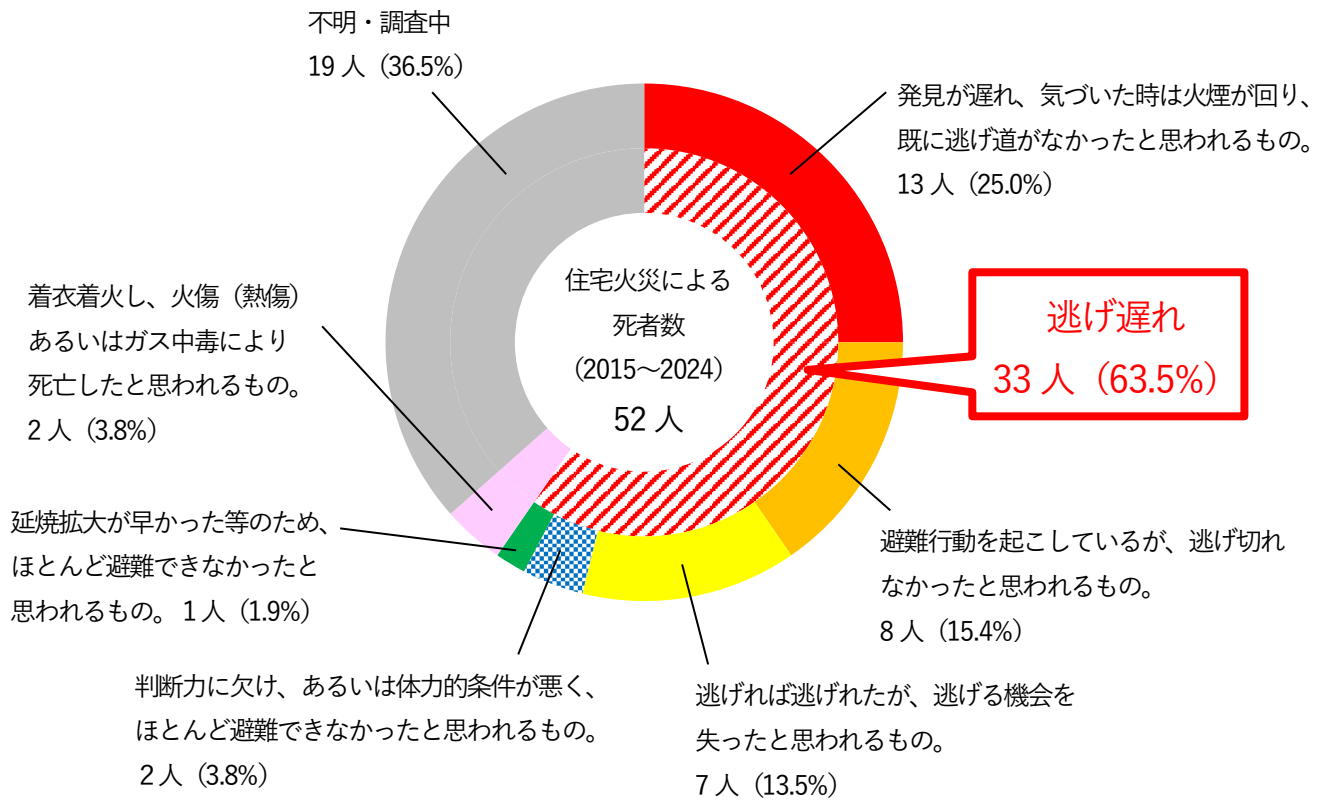
■ 住宅火災における主な出火原因別の死者数

住宅火災における主な出火原因別の死者数をみると、「ストーブ」が8人（15.4%）で最も多く、次いで「電気配線」と「たばこ」がそれぞれ6人（11.5%）、「こんろ」が4人（7.7%）と続きます。



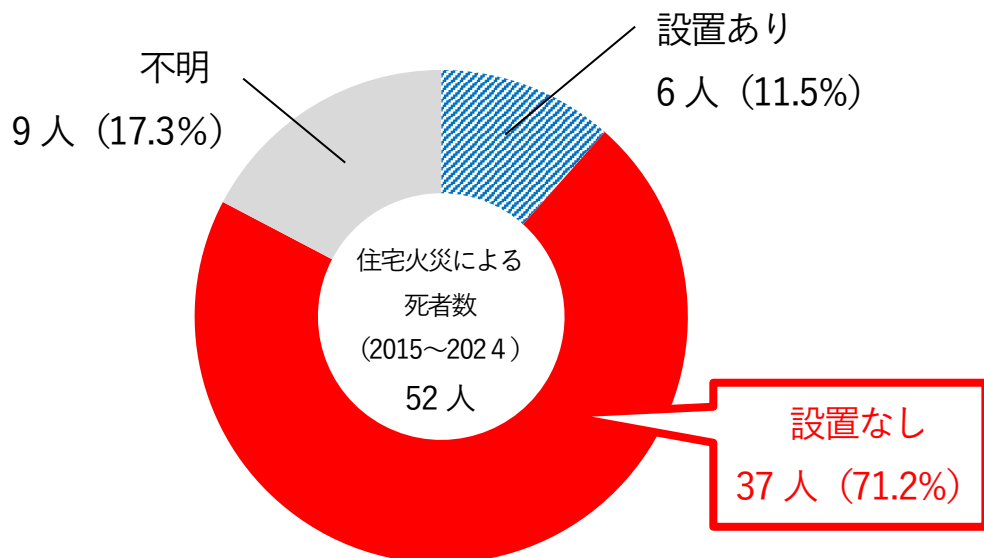
■ 住宅火災によって死亡するに至った経過

住宅火災によって死亡した人の経過別状況をみると、63.5%の33人が「逃げ遅れ」によって死亡しています。



■ 住宅用火災警報器の設置の有無別死者発生状況

死者が発生した住宅火災における住宅用火災警報器の設置状況をみると、「設置あり」で死亡したのは6人で11.5%、「設置なし」で死亡したのは37人で71.2%、「不明」が9人で17.3%となっています。



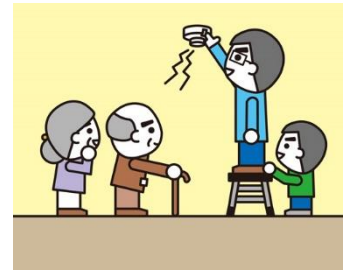
■ 住宅火災からの逃げ遅れを防ぐために

(1) 住宅用火災警報器の設置と定期的な点検

住宅火災での死者発生要因で多いのは、発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる状況です。

このような状況を防ぐためには、寝室等に正しく住宅用火災警報器を設置することがとても重要です。

また、住宅用火災警報器の電池は、約10年で切れるとされており、長期間の使用により故障する可能性も考えられることから、定期的な点検が必要です。ぜひこの機会に高齢者に代わり点検をしてあげましょう。



(2) 住宅への消火器設置

火災が発生した時に被害を最小限にするためには、消火器により初期消火を行うことが重要です。消火器には、軽くて小さい住宅用のものや、スプレー式等様々な種類がありますので、それぞれのご家庭に合った消火器を備えておくことを推奨します。



(3) 防災品の使用

火災発生時の急激な燃え広がりを防ぐために、カーテンやじゅうたん、エプロンなどに燃えにくい素材で作られた防災品を使用することを推奨します。急な燃え広がりを防ぐことで、初期消火の可能性を高めるとともに、避難の時間を確保することに繋がります。



■ 住宅用火災警報器の取付け支援（住警器設置「孫の手作戦」）

住宅用火災警報器を取付けることが困難な世帯を対象に、消防署員が直接訪問し取付けを行う支援を実施中です。（無料）



- (1) 対象
- ① 65歳以上の方のみの世帯
 - ② 身体等に障害があり自ら設置することが困難な方のみの世帯
 - ③ その他、自ら設置することが困難と認められる世帯
- (2) 条件
- ① 住宅用火災警報器本体等を準備していること
 - ② 申込者もしくは申込者から委任を受けた方が立ち会うこと
- (3) 申込方法
- 郡山地方広域消防組合管内の消防署・分署等へ電話にて相談・申込み